

入湯税の使途

入湯税は、鉱泉浴場（温泉浴場）における入湯行為に対して入湯客に課せられる税金です。

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てられることとなっている目的税で、今年度は下記の区分へ充てさせていただきました。

【平成30年度の使途】

（単位：千円）

区分	事業費	入湯税	その他財源	一般財源
観光振興	141,691	32,597	65,016	44,078